

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 6月8日(水)午後2時～4時(二人30分以内)

ところ 役場 2階第2会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- 申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 5月14日(土)・15日(日)
午前8時30分～正午 午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通入口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

固定資産税・ 軽自動車税の納税について

5月は固定資産税第一期、軽自動車税の納期です。今月上旬に平成28年度納税通知書を発送しますので、納期限(5月31日(火))

までに納付してください。振替納税にされている方は、納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。

なお、納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

●重複納付にご注意ください!

固定資産税を全期分納付書で納税された方は、第1期から第4期までの納付書(4枚)により重複で納税されないよう、お気を付けてください。

問合せ先 役場 税務課

固定資産税 内線 178・179

軽自動車税 内線 175・176

自動車税の 納税をお忘れなく

5月31日(火)は自動車税の納期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書をお送りします。ので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

また、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます。(利用者には決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていない可能性があります。ですので、依頼先へご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎ 0586(45)3170

HP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

固定資産評価審査委員会の 委員が再任されました



鈴木 和美氏
(西條)

任期 平成28年4月7日から3年間

●固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関です。